

令和6年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

日時：令和6年7月30日（火）

午後2時～午後3時30分

場所：印西市役所大会議室

《出席委員》	教育長	大木 弘
	秀明大学学校教師学部教授	花屋 哲郎
	印西警察署生活安全課長	篠澤 和貴
	中央児童相談所	高橋 佐和子
	千葉県警察北総地区少年センター	松尾 一絵
	印旛中 PTA 副会長	大森 富美子
	スクールソーシャルワーカー	北村 香織
	訪問相談担当教員	弘海 由香
	印西市立牧の原小学校長	岡田 光靖
	印西市立印旛中学校長	磯 昌稔
	印西市立本埜中学校養護教諭	佐久間 愛
	印西市子ども家庭課長	坂本 郁子
	スクールアドバイザー	野田 幸一
	スクールアドバイザー	坂木 武伸
《出席事務局職員》	印西市教育委員会指導課長	石川 真樹子
	印西市教育委員会指導課副参事	深澤 淳一
	印西市教育委員会教育センター所長	飯野 晋二
	印西市教育委員会指導課指導主事	
	八代 晃貴 藤岡 正弘 山崎 智貴 根岸 剛	

《傍聴者》 1名

- 《次第》
- 1 開 会
 - 2 教育長あいさつ
 - 3 委員・出席者紹介
 - 4 議 題
 - （1）本市におけるいじめ問題への取組について
 - （2）本市におけるいじめ問題の状況について
 - （3）各機関・団体より
 - 5 諸連絡
 - 6 閉 会

【議事要旨】

(資料確認)

進 行：皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。私は、本日の進行を務めます、教育委員会教育センター所長の飯野と申します。よろしくお願いいたします。会に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。

＜配付資料を読み上げて確認＞

過不足はございませんでしょうか。

(委嘱状交付)

進 行：続きまして、委嘱状の交付を行います。委嘱状は今年度新たに委員になりました方のみの交付となります。お名前を申し上げますので、自席にてご起立をお願いしたいと思います。なお、委嘱状の内容につきましては皆さま同じとなりますので、お2人目からは、お名前のみとさせていただきます。

(傍聴席と録音機材の設置)

進 行：本会議におきましては、印西市市民参加条例施行規則第12条及び第13条の規定に基づき、会議公開に伴う傍聴席の設置と会議録作成のための録音機材を設置して録音させていただきますことをご了承ください。

(傍聴者入場)

進 行：では、傍聴者の入室を許可します。

1 開会

進 行：ただ今より、令和6年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

2 教育長あいさつ

進 行：教育長あいさつ、印西市教育委員会教育長よりあいさつを申し上げます。

教育長：改めまして、こんにちは。教育委員会教育長の大木弘と申します。本日は大変お忙しいところ、印西市いじめ問題対策連絡協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいま、5名の新しい委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきました。昨年度に引き続き今年度もいじめ問題や対策について、委員の皆様方と協議できることを大変心強く感じております。

印西市では、昨年度から印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定し、いじめ防止対策推進法に規定するいじめ防止に関する3つの組織を設置いたしました。本日開催される、印西市いじめ問題対策連絡協議会は、その1つにあたる組織でございます。本協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の皆様の連携の推進に向けての協議と、お互いの連携調整を図ることを目的としております。

現在のいじめの対応は様々であり、SNS上や地域など、学校ではない場所で起こっております。そのため、学校のみで解決するのは難しく、その情報を保護者、地域、関係機関等間で共有し適切に連携し、対応しなければ解決できない問題も多くなっております。

本日は、関係機関の方々から多くのご意見をいただき、今後のいじめ問題対策やいじめ防止対策に努めていきたいと考えております。本会議は原則年1回の開催となりますが、これを機に連携を深め、児童生徒のいじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ですがあいさつとさせていただきます。

3 委員・出席者紹介

(委員自己紹介)

進 行：続きまして、委員の皆様の紹介でございます。資料2頁の名簿の順に、ご所属とお

名前を、自己紹介でお願いいたします。

＜・秀明大学学校教師学部教授・印西警察署生活安全課長・中央児童相談所
・千葉県警察北総地区少年センター・印旛中PTA副会長
・スクールソーシャルワーカー・訪問相談担当教員・印西市立牧の原小学校長
・印西市立印旛中学校長・印西市立本埜中学校養護教諭・印西市子ども家庭課長
・スクールアドバイザー＞

進 行：委員の皆様どうもありがとうございました。なお、佐倉人権擁護委員の上條委員につきましては、本日所用のためご欠席されております。

(職員紹介)

進 行：続きまして、事務局担当職員を紹介させていただきます。

＜・指導課長・指導課副参事・教育センター所長・指導主事＞

進 行：続きまして議題に進ませていただきますが、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっております。ここからの進行は大木会長にお願いいたします。

4 議題

議 長：まず定足数について、本日の会議につきましては、私を含めた、委員15名中14名のご出席ということで、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第2項の定足数を充足しており、本会議が成立することを報告いたします。続いて本日の議事録署名人については、高橋委員と松尾委員にお願いをいたします。それでは、議題に入りますが、議題の1及び議題の2は関連がございますので、一括して事務局から説明をさせていただき、その後に質問・質疑を行うことといたします。では、議題1「本市におけるいじめ問題への取組について」と議題2「本市におけるいじめ問題の状況について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：本市におけるいじめ問題への取組についてご説明いたします。資料の4頁をご覧ください。印西市では、1の基本方針の策定、2のいじめ対応組織の設置、3の相談窓口の設置の3点と、その他として、4にお示ししております事業を通して、いじめ問題の対策に取り組んでおります。

1点目の基本方針の策定につきましては、印西市としてのいじめ問題への取組の基本方針といたしまして、印西市いじめ防止基本方針を策定しております。この方針はいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめのない学校、地域、市をつくることを目的とし、平成27年3月に制定したものです。市ではこの方針に基づいて、いじめ防止や対策に取り組んでおり、各小・中学校におきましても、この方針を踏まえたいじめ防止基本方針を策定し、取り組んでいるところでございます。

2点目のいじめ対応組織の設置につきまして、3つの対応組織を設置し、いじめの防止等のための対策を推進しているところでございます。昨年度と変更点はございません。

3点目の相談窓口の設置につきましては、教育相談事業を主管しております、教育センターを中心として、悩みを抱えた児童生徒、保護者、学級担任等への電話相談や、来所面談、相談窓口を設けております。また、令和4年10月からは、全児童生徒に貸与しておりますタブレット端末から相談を希望できる仕組みを整え、改善を図りながら実施しているところでございます。

その他の取組といたしましては、教育委員会内で、いじめを含む生徒指導上の問題についての情報交換や、いじめ防止等のための対策等を協議する「いじめ問題対策会議」を月1回程度実施しております。また、全小・中学校に担当指導主事が訪問し、児童生徒の生徒指導上の問題についての情報交換や対応への指導助言をする機会を年間2回設けております。他にも近年増えているSNSやインターネットに関する生徒指導上の問題への対応として、児童生徒や保護者、教職員を対象とし

た、情報を適切に見極めたり発信したりするための「SNS等対応ネットリテラシー出前授業」を学校からの要請に応じて行っております。また、資料としてもお配りしておりますが、いじめ防止ポスターやリーフレット、悩みの相談先案内ポスターやカードを配布し、継続して指導を行っております。

各学校では、校長を中心に複数の教職員等による「学校いじめ防止対策委員会」を構成し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めております。具体的な取組としましては、千葉県教育委員会作成の資料や道徳等の教材を使用した「SOSの出し方教育」を実施し、児童生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、お互いを尊重しながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した時に、信頼できる大人に助けを求める声をあげられるようにしています。また、悩みを抱える児童生徒の早期発見、早期対応のため、いじめ防止アンケートや教育相談週間等を年間計画に位置付け、定期的に児童生徒の声を聞く機会を設け対応できるようにしております。他にも、2学期にいじめが多く起こることから、本市では、毎年9月を「印西市いじめ防止啓発強化月間」として、道徳や特別活動等の時間を活用し、各学校の実態に応じて、全児童生徒にいじめ防止の取組を実施しております。

本市におけるいじめの問題への取組といたしましては以上でございます。

事務局：続きまして、本市におけるいじめ問題の状況についてご説明いたします。カラー印刷している資料2頁または正面のプロジェクターをご覧ください。最初に、いじめの定義についてご説明させていただきます。いじめ防止対策推進法第2条では、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいうとあります。

資料3頁・4頁をご覧ください。このいじめの定義を踏まえ、いじめの認知件数という国の全数調査がございます。いじめの認知件数とは、年度内において、いじめの定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数えたもので、この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けても1件として扱うものでございます。この調査は、年1回、年度末に行われます。印西市では、いじめの認知件数が、小学校、中学校共に年々増加してことを示しておりますが、全国や千葉県においても認知件数が増加しています。文部科学省によりますと各学校が比較的軽微ないじめを見落とすことなく調査・発見し対応していると捉えることもできるということで、本市としても認知件数が多いことは各学校がきちんといじめを把握していると捉えています。

資料5頁・6頁をご覧ください。印西市では昨年度から1学期末にも市独自のいじめ実態調査を行うことと致しました。その結果、令和6年度1学期現在577件のいじめを認知しているところでございます。

昨年度同様、多くのいじめを認知しています。資料にはございませんが、千葉県の認知件数と比較いたしましても、印西市の認知件数の割合は、大きな差はございません。

7頁～9頁をご覧ください。いじめの態様についてご説明させていただきます。小・中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。小学校の件数は特に多いですが、小学生は、些細な出来事もアンケートに書いて伝えてくれますので、担任等がきめ細かく対応するよう心がけています。軽率な言葉で人を傷つけてしまう児童には、思いやりや相互理解、寛容の心を培わなければなりません。友だちとの協力や、時にはぶつかり合いなども経験させながら、社会性やコミュニケーション能力をはぐくみ、どうしたらよりよい人間関係を築けていけるかを学ばせる時期でもあります。

10頁をご覧ください。いじめの態様を小学校・中学校ごとに割合で表したものです。小学生から中学生になるにつれ、軽微ないじめは、全体の割合として減少していき、悪質ないじめの割合は、一般的に中学生の方が増加する傾向にあると言わ

れていますが、今回の調査でも明らかになりました。特に、インターネットを使用したいじめの割合は、小学校と中学校では、およそ10%も差があり、学年が上がるにつれて学校内でいじめを発見することが難しくなっていくことがわかります。

最後に11頁をご覧ください。各学校におけるいじめ対応の課題についてです。

「保護者への対応、いじめかどうかの判断、いじめを行った児童生徒の指導」が課題に挙げられました。これについては、市では生徒指導担当指導主事を増員し、学校を訪問しての指導や助言、教職員へのいじめ対応の研修、ときには直接、保護者と面談するなどして対応をしているところでございます。

本市におけるいじめ問題の状況については、以上でございます。

議長：「本市におけるいじめ問題への取組について」と「本市におけるいじめ問題の状況について」の説明が事務局からありました。まず、この説明の内容についてのご質問を受けたいと思います。

委員：最初の本市におけるいじめ問題への取組の中の4頁で、相談の方法として、タブレットからの相談も可能としたというご説明がありましたが、実際にタブレットでの相談件数はありますでしょうか？

議長：タブレットを使った相談件数ということですね。事務局、お願いします。

事務局：事務局でタブレットの相談件数については把握しておりませんが、印西市で一人一台配付しているクロームブックの中に、常時書き込める、相談事が「ある・ない」という項目がありまして、そこに「ある」を選択すると、学校の職員がそれを見て他の児童生徒がいないところで、書き込んだ児童生徒に声をかけ、話を聞き対応する形をとっております。

議長：件数ははっきりわからないということでございます。その他ご質問は、いかがでしょうか。

委員：先ほどと関連しますが、その子どもの相談室の方に電話対面訪問による、この件数というのは昨年、今年、経年変化というか、子どもの利用あるいは保護者の利用等がどうなっているのか教えていただきたい。

議長：相談室の件数、経年変化ということでよろしいですか。

事務局：手元の資料で経年の状況については、ご用意できておりませんが、教育相談の方で保護者の面接につきましては昨年度、年間で108件。電話相談が58件です。

子どもに関して言いますと子ども相談で面談を行ったものが28件、電話での相談が5件という状況でございます。経年の方がお答えできなくて申し訳ないですが以上の状況でございます。

委員：最後の各学校のいじめ対応の課題について、もう少し具体的にどのように困っているのか。その様子がわかると嬉しいです。

議長：はい。事務局お願いします。

事務局：課題の1つ目「保護者への対応」ですが、被害を受けた児童生徒の保護者は、これはいじめだと被害を訴えてくる。それに対して、行為をした児童生徒の保護者に関しては、今のいじめの定義と昔のいじめの定義は違いますので、中には、なぜ、この程度の事がいじめなのだと主張する保護者がおります。行為をした児童生徒の保護者が納得せず、その行為がいじめにあたることを学校側が保護者へ丁寧に説明しないと理解していただけないことがあります。このことが学校も苦勞しているところです。中には保護者同士で、トラブルになり、学校がその仲介をする場合もあります。更に、いじめかどうかの判断というのは、被害を受けた児童生徒が「心身の苦痛」を感じていれば、いじめであることから、行為をした児童生徒が「自分だっこのようなことをされた」と主張することもあり、そちらも同様に対応が必要となる事案もあります。次に、課題の2つ目「いじめかどうかの判断」ですが、学校の先生もなかなか判断できない場合がございます。例えば、算数の問題を教えてあげた児童に対して、教えてもらった子は、もう少しで問題が解けそうだったと訴え「心身の苦痛」を感じてしまう。問題を教えてあげた児童は、いじめを行った児童になってしまうということです。課題の3つ目の「いじめを行った児童生徒等の指導」については、どうしてこれがいじめなのか理解を促すところで、教師が、多く

の時間をかけ丁寧に指導しないと伝わっていかないという場合があります。以上、学校がいじめ対応の課題について困っているところでございます。

議長：なかなか、いじめの定義が二転三転した経緯があって、保護者の方々のいじめの認識の違いがあり、誤解を生じているという部分は、多分にあるというような気がいたします。その他ご質問いかがですか。

委員：小学校と中学校の過去3年間の推移ということで、総件数がそれぞれグラフで出ていますが、例えば、この学校は多いとかこの学校は少ないとか、何か特徴があったりするのですか。地区別に見て、ニュータウンが多いとか少ないとか、マンモス校だと多いとか、逆に小規模の学校だと、いじめが多いのか少ないのか、それともそういうのが全く全然関連性はないのかどうか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

議長：事務局、お願いします。

事務局：小規模校の方がいじめの割合が少ない傾向があります。いじめになる前に教師の目が届きやすいということもあるのかもしれませんが。大規模になればなるほど、いじめの認知が多いです。大規模校だと、年間100件を超える認知がある学校もあります。いじめの認知が年々増加しているのは、印西市の人口が増えていることも影響していると思われます。割合で言うと、約10人に1人ぐらいの割合でいじめを認知しています。

議長：よろしいでしょうか。議題1及び議題2については、ここで終わらせていただくということでよろしいでしょうか。それでは続きまして議題3になります。各機関・団体よりということで、委員の皆様から、いじめ問題に関する取組状況のご説明、またいじめ問題に関するご意見等があれば、いただければと思います。

委員：自分は不登校のお子さんの対応をさせていただいている関係で、いじめが原因で不登校になっているお子さんと関わらせてもらっています。例えば、いじめで関わっている中学校生のお子さんは小学校のときにいじめにあって、そこから不登校になりました。不登校になって5年目以上になるお子さんです。そのお子さんと6年生から関わらせてもらっているのですが、何年も関わっていくうちにいじめの出来事を話してくれました。ですから、いじめは本人がすぐには語れない、関係性ができ具体的に形になったときに言葉に出るということ、その子から教わりました。保護者の方もわからない。本人もきちんと語れないので理解してあげられなくて、何となくいじめではないかとそれぐらいどうしたのという感じで終わってしまった。中学生になってやっとそのことを語ってくれたお子さんです。今もその出来事が本人を本当に苦しめていて、またSNSが発展し、今度はそのいじめた子どもたちがすごく充実した日々の写真をネット上にアップします。だから、近所であった夏祭り、そのいじめた子達が笑顔で写真を撮っている、自分が大好きだった親友の子と仲良くなっている。小学校の出来事から本人だけ時間が止まってしまっている。いじめた子たちはなんでこんなに幸せそうにしているのだろうと語ってくれるが、なかなかそこから出してあげることができない。いじめは相手の人生を変えてしまうぐらいの威力があると教えてもらっているところです。そういう子たちが複数いて、中学生は大人にわからないようにいじめをするので、ちょっとしたすれ違いざまにかけ言葉や他の子たちとの対応とその子だけの対応を変えとか、そういう場で一生懸命頑張ろうとするけど、うまくいかないお子さんがたくさんいます。もし大人ができることがあるのだとすれば、そういう子どもたちは言葉にすることはできない。だからSOSを出そうと言っても出せない。それでも子どもたちは、どんな形かでSOSは出していると思います。元気がなくなったり表情が悪くなったりとか、いつもと違う姿でSOSを出しているの大人たちがそれをできるだけ早くキャッチしてあげることができると思います。低学年であれば言葉にならないことがたくさんあるので大人がきちんと読み解いてあげる必要はあるし、その状況をきちんと把握する必要がある。先日も高学年の女の子と話していたのですが、先生は何もしてくれないって。先生は、泣いている子を信じるとか、「ワー」って叫んでいる子を信じて私の話は聞いてくれないとか、なのでもう学校なんて嫌と言

ってくれた子がいる。先生たちもきちんと子どもの話を聞くということは当たり前ですが、意外とそこが丁寧にできているかできないかで変わってきます。あとはその周りの子たちが一緒に笑っていたというのが一番辛かった、やられたのはもうしょうがないけど、周りの子は誰も助けてくれなかったというのが一番辛かったという話もよく聞くので、周りの子たちを育てていく必要はあります。周りが正しくジャッジできるとか、それはいけないということの声を上げるとか。本人はどうしてもSOSを出しづらい状況ではある。みんなプライドを持って生きているので、自分のよさを見せられないし、それは保護者に対しても同じなので、そういうところの異変に気づく目を大人が持っていること、周りの子たちがいつでも助けてくれるという安心安全な教室があると良いと思います。

委員：ご存じの方も多いかと思うのですが本校は今、児童数が急増している学校でございまして、私が着任した令和3年には児童数600人、その次の年が750人、その次が900人、現在1035人です。児童数が150人近く、毎年増加していきまして、私が着任したときは中規模校ぐらいでしたが、現在はもう大規模校となっております。当然、先ほどの教育委員会の事務局の方から話がありましたが、いじめの認知件数は右肩上がりに増えています。その大きな要因の1つが、児童数の増加、あと先ほどのいじめの定義がありましたが、これまで我々教師も認知という部分でこれはいじめなのだろうかどうなのだろうかという事で迷いがありジャッジするのが非常に難しかったのですが、ようやく時間とともに慣れが出てきて、教師の方も、これはいじめだろうと認知をするハードルが下がってきている。ジャッジのハードルが下がってきているというのが、認知の件数の増加に繋がっていると感じています。本校では重大ないじめは起きてはいませんが、軽微なものは日常茶飯事で、もちろん本人たちへの対応もそうですが、保護者への対応、保護者との連絡・相談というのも行っています。また、私の勤める地域は、まだ歴史的にも10年に満たないぐらいの新興住宅地、新住民ばかりです。市内外、或いは県内外問わず、いろいろな価値観を持った方が引っ越してきて、その世代の多くが子育てファミリー世帯で、その子たちがほとんど本校に通う状況です。私が着任するまでは、2年に1回、クラス替えを行っていましたが、着任して、今後、学級数が増えるという見込みがわかっていましたので2年に1回では人間関係が固定されてしまい、いろいろな子と知り合って多様な価値観と触れ合うことをもっと活性化したいと思い、毎年クラス替えを行っています。また、1年生の教室などは普通、奥から1組2組3組とか、また手前から1組2組3組のように並んでいくかと思いますが、1年間それを続けていくと、入ってきたばかりで6クラス、7クラスもある学年だと、なかなか人と交わる機会も少なくなるため、1年生の教室の場所を変えずに、クラスの場所を変えています。よって、最初は1組から順に並んでいます、2学期になると、なるべく1人の子がいろいろな人と触れ合えるような、それが今度は保護者同士の触れ合いだったり関わり合いだったりに繋がれば、小学校が地域に果たせる役割ってというのがそういうことでも繋がるのかなと思っています。また、いじめが起きた後の対応もそうですが、いじめが起きない、起きにくい雰囲気づくりをつくるために、帰りの会に「ありがとう」の気持ちを伝えたり発表したりカードに書いて渡したりなどの、日常的な活動も、学級の方で取り組んでいます。

委員：私の勤めている学校は今、各学年3クラスずつ、中規模校から小規模校に入りつつあるかなという学校です。いじめ関係は、まず週に1回、生徒指導会議というものを行っています。学年の生徒指導担当が集まって報告します。その他にも学年主任会議でも報告されるので、大体300人ちょっとの規模なので、誰がどういう状況というのは、学校内では全先生が把握しやすい状況です。ただ、認知が難しい。いじめ防止対策推進法が変わったので、いじめありかどうかというのが、数週間に1つぐらい「いじめあり」が入ってきます。本当はいじめ防止対策推進法に従えば、多分、上から下まで全部いじめなのだろうと思う。この間研修を受けたら、告白して振られたり振ったりしたらいいいじめだそうです。告白して、それが心身の苦痛を受けたらいいいじめだそうです。どっちも、いじめ。振られて傷ついていたら、その時点

でいじめだそうです。言われて、傷ついたらいじめだそうです。ですから、そういうこと言うと全部いじめになってしまうのだろうなって。そのたびに、いじめ防止対策委員会を開催するわけにいかないの、その判断が難しくなってきたかなと感じています。組織的に対応して合うものと、本当はさわらないほうがいいだろうなんて、いじめと判断されたってこれは「振るな」なんていうわけにいかないの、そういうところの難しさが逆に出てきたような感じがします。あと、最近多いのが友達同士のトラブルで睨んだとか、悪口を言われたけど、聞こえたけど、誰からという主語がないのです。自分のことだと思う、そういう訴えが増えてきています。なおかつ、指導するときに私の名前は出さないでほしいと言うから、全体指導をしてしまうので、結局、根本的に睨まれた子もわからないし、悪口言われた子もわからないから、なかなか解消できない。それが継続するというようなところがあります。自分がいじめられているので何とかして欲しいとなってくると対策することになる。それからSNSが増えてきて、特に上がってくるのがクラスLINEに、みんな入っているのに自分が入っていない。そういうことを訴えてくる子がいます。どうしても校内でやっているわけじゃないので、なかなかSNSで起こるものに関しては、指導が難しいです。完全ないじめになってきたらスクリーンショットにして持ってきてという形になってくると思うのですが、これも友達同士のトラブル程度のSNSだと、学校がどこまで関与すべきかどうかというところは、かつてはなかったことなので、中学校では難しく感じています。

委員：私は保健室の方で子どもたちと関わるのがメインですので、早期発見ということに関しては、保健室という場所は、発見しやすい場所であるなというのは実感しています。ただ、先ほど他の委員がお話してくださったように、なかなか子どもたちは「いじめられています。」と相談しに来る子はほとんどいなく、何となく体調が悪い、ちょっとしんどい、といった感じで来て、ポツポツと、いじめからはちょっと遠いところから、ちょっと最近、学校に来るときにちょっと頭が痛くてとか、まわりくどいとか、ちょっと遠いところから発信をしてることが多い。関わっていく中で感じるのは、普段からの信頼関係を築くというのが大事で、何もないときの子どもとの関わりというのが、助けて欲しいとか何かあったときに、子どもが「保健の先生だったら聞いてくれるかな。」と思ってもらえるような養護教諭でなければならないと思い、いつも保健室で子どもたちと対応しています。本校は、とても小さい学校で、子どもたちの居場所というふうに考えると、学校が、他の学校でどうしても適応できなかった子たちの居場所として、転校してくるっていう子も多いので、学校全体で子どもたちを見るということが、全校生徒27人しかいないので、担任の先生だけではなく、学校にいる職員全部が担任の先生のように関わっているということで、見守りということがきちんとできているのではないかなというふうに感じています。保健室で心がけていることは、子どもたちの訴えをきちんと受容して、対話をするということ、頭の片隅に置いて、子どもたちと関わるようにしています。言えない、言いたい、言えないけど聞いて欲しいみたいなこと、自分の言葉で説明できないのだけど、でも先生に聞いて欲しいのはすごくわかるので、時間をかけて、じっくり、我慢強く感じます。子どもたちに寄り添いながら関係を築いていくということが大事だなと。あと、いろいろな立場の人間が関わるということがすごく大事だと感じる、カウンセラーの先生に繋げたり、外部の先生に相談したり、することもすごく大事だなというのを感じる人が多いです。

委員：子ども家庭課では、直接このいじめ対策として事業を展開しているものはないですが、まず、子ども家庭課には母子保健係と子ども包括支援係と児童相談係という3つの係がありまして、母子保健係では、妊娠届け出から始まりまして、妊婦検診とか、1歳半検診とか3歳児検診、プレマクラスというような事業展開をしています。子ども包括支援係では、ケース一人一人困難、例えば、お母さんの方にメンタル疾患があってなかなか子育てがうまくいかないなど、そういう家庭にいろいろなサービスを入れながら、見守りながら一緒に子育てを応援していくみたいな一人一

人見ていく係、あと児童相談係は虐待の対応になります。虐待の予防というところが主軸にはなる。保護者と関わることが多いので、まず相談をしてもらおうというところはとても大切なところだと思います、相談のハードルを下げるために、LINEを使った相談を困る前に繋がる意味合いを込めて、【「こまつな」LINE】というのを実施しています。この特徴がAIではなくて、必ず日中、返信する時間帯は限られているのですが、必ず保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等の専門職が直接答えるという形で始めています。こちらを始めて、普段来なかった電話とか、来所では来なかった相談が増えているので、こちらの相談の意味というものはあるのではないかとということと、母子手帳を発行するときにこういう相談のLINEを友だち追加してくださいねという紹介をするもので、まずは何かあったらそれで相談すればいいのだと、お守りがわりではないですが、その安心感というものも与えているのではないかなと思います。それから、直接いじめではないのですが、コミュニケーション能力が弱かったり、自己肯定感をなかなか持ちづらいお子さんだったり、早めにわかってあげてその周りが環境を整えることの大切さというのは、不登校とかそういうのも関係してくるので、1歳半とか3歳だとしても言葉が出ますかとか、歩けますかとか、1対1のやりとりのことが多いのでそこではこういう弱さをわからなくて幼稚園とか、保育園とか集団の中でやはりコミュニケーションの弱さとかが出てくるタイプのお子さんとかがいっぱいいると思いますので、今年度から検診ではないのですが、5歳児相談という年中さんに対して、アンケートを実施して、心配なのだと思う保護者とお子さんに、個別の相談、それは発達の検査とかも必要であれば実施していこうかなと思っていますが、そのような相談を、今年度から始めていく形になっております。いじめというダイレクトの話ではないですが、予防という点で、子ども家庭課の方は事業展開をしています。

委員：スクールアドバイザーという仕事でありまして、学校が抱える様々な悩みとかトラブルについて、アドバイスをすることです。管理職の先生も新しく校長先生になった方が初めての校長先生ですので、今更聞けないことだったり、ささいな悩みだったり、結構いろいろと相談事があります。それ以外に、この印西市におけるいじめ問題の取組「印西市いじめ防止対策会議」、毎月1回行っているのですが、この会議に参加しております。もう5年になりますか。本市は、18小学校、9中学校ですから、複数の小学校の子が1つの中学校に入学します。そうすると中学校1年生で新しい人間関係が起きます。ちょうど中1が、スマホを自分のものにするような時期で、ゴールデンウィークにSNSのトラブルが非常に多発します。この会議の中でどのような対策をするかということ話し合い、中学校1年生を対象としたSNSの使い方の指導を4月中に行うと、トラブルが減り、定例化している中学校も多いです。管理職の先生は常に変わってしまいますから、これは教育委員会の方で、毎年4月中に新鮮な1年生の気持ちのうちに、こういった指導をして、できるだけそのスマホの使い方については、「鉄は熱いうちに打て」ではないですが、定例化していただければ、その成果が出るのではないかと考えています。

委員：スクールアドバイザーとして今年度4月から仕事をしております。仕事の内容については今、委員がお話した通りでございます。いじめに関して、この4月から各学校を回ったり、いじめの会議等でいろいろ話を聞いたりして、若干考えたこととお話しさせていただきたいと思います。先ほどから出ていますが、特に小学校の低学年のお子さんのトラブルというのは、いじめといえるのか、じゃれあっているといえるのか、仲の良い子どもたちのけんかなのかというのが非常にわかりにくい状況があると感じています。そこからうまく解決に導いていかないと、だんだんと一方のお子さんが不登校になっていたり、或いは保護者同士のトラブルに発展していったりというケースがあるなど感じております。非常に難しいのですが、しっかりといじめを認知してということになっていきますので、特に小学校の低学年の時期のトラブルに対して、具体的な場面で丁寧な対応をしていくことがとても大事ななと考えています。それとあわせて、道徳教育を中心とした教育は、充実していかなければいけないなと思っています。そこで絶対考えなければいけないことは2つあつ

て、子どもと先生たち、或いは保護者と先生たちが、人間関係を作っていないとやっぱりいけないということ。それと、これらを全部ひっくるめて、学校全体の組織で対応していないと、うまくいかないと感じています。ある先生だけが頑張っていて他の先生との温度差があったりすると、やっぱりうまくいかないし、みんなが同じ目で、子どもたちを見ていることによっていじめとか子どもたちの悩みを認知する場面とか機会とかも絶対増えてくるだろうと思います。そういうところが大事なのだろうと考えています。これを管理職の先生たちと話をしていきたいし、お手伝いをしていきたいと考えております。

委員：私は今年度4月からスクールソーシャルワーカーをさせていただいています。スクールソーシャルワーカーが関わる案件というのは訪問相談担当教員が関わっている不登校であったりとか、あとは家庭の問題であったりとか、あとは、学校内での先生方との関わりであったりとか、多岐にわたりますが、中学生の男の子なのですが、学校内でのトラブルということだったのですが、実は家庭内の問題だったということになったのですが、それだけではなく、その中学生男の子が、今まで小学校、中学校生活の中で、やはりお友達とのコミュニケーションも取れてなかったということで、取れてないだけではなくて、部活内で周りが見て、これはちょっといじられているだけじゃないよねという内容が出ることもありました。本人は多分コミュニケーションが取りづらい、自分の発達上の問題も多少はあるのかと思います。はっきりは言えてなかったのですね。なかなかはっきりと口に出すことが難しい、自分がいじめられているのかどうかも判断できてないということが非常に大きいと思います。やはり自分の状況を置かれている状況を子どもたちがしっかり認知して、伝えられるようになっていけたら一番良いと感じました。

委員：先生方のお話を聞いて、いろいろ取組がなされ感動しました。本当に納得できることばかりで、感動しています。それで、保護者として今まで感じたことが、小学校で、なかなか子どもだけで遊べなくなっています。本当に何かこう、危ないということだと思いますが、保護者がいないと、子ども同士で遊ばせられないみたいな感じになっていました。子どもが小学校のときは、事件がテレビのニュースでもあり子どもだけでは遊ばせておけないという感じになり、それで保護者がつくとなるとまた保護者も大変になり、なかなか子ども同士で遊ばせてあげられないという感じがありました。集団登校もありましたが、危ないというのもあり、保護者もついて行くのが大変となっている。そうすると車で送って行くようなことが、小学校の頃から起きていました。子どもたちが伸び伸びと遊んだり、学校への行き帰りが一緒にできるといいな、帰りは先生がついて来ていただいたりはしていましたが、何かこう伸び伸びとさせてあげるといいなと思っていました。あと中学生になると、スマホを持つようになって、LINEとかで、いじめとかまではいなくても返信が来ないとか、自分が打ってもこない。いじめかどうかちょっと全然わからないですけども、そういうことってよくあるので、ただそれとか自分の友達が写真をあげて別のお友達との楽しそうな写真が上がっていると、自分は行けなかったみたいな。子どもも傷つきやすくなっていると思います。そういうことも乗り越えていかなきゃいけないことなのだろうなとは思いますが。子どもにとって、そのLINEとかは重大事で、傷ついたりすることも多くなっていると感じはしています。でも、そういうことは大人もやってしまうこともあり、誰かのことをこうやってしまったりすることも一般的にはあると思います。それで、それによって子どもの世界に影響があったりすると、それはよくないかなと思うので大人も気をつけないといけないと思います。大人とか、友達同士で居場所を作ってあげることができればいいかなと思います。

委員：私たちの少年センターでいじめを認知すると、うちの少年センターは非行に関する相談を親御さんや学校の先生、本人から受けているので、その話を聞く中で、認知するというのがほとんどですが、今年に入ってから、センター全体の数ではなくて私個人だけかもしれないのですが結構、非行問題の裏にいじめが関わっているということが聞かれ、今年は多いと感じています。内容としては、お店で万引きして

しまうような窃盗だったり、あと、通りすがりの女の子のお尻を触っちゃうような性非行だったり、家出をして家出先でオーバードーズ、薬をたくさん飲んでしまうとか、そういったところで非行としてうちの少年センターの方に相談に来ますが、子どもからよくよく話を聞くと、実は学校で友達から嫌なことをされたとか、いじめを受けていたという話を聞きます。少年センターでいじめを認知すると、早急に本部に報告するので、こういうことがありますという報告をした上で、学校に連絡を取り、いじめの対応について連携をとりながら経過を観察していく形にはなります。子どもたちもすごく傷つきやすい年頃だし、年齢的にも友達との繋がりが非常に強いところで、そこで1人だけ仲間外れとか、私も中学校の頃を思い返すと、ちょっとしたことで友達とトラブルになってしまったり、1人って何か嫌だなと思ったり、すごく敏感な年頃なのでそれがはっきりいじめかどうか分からない、そういう分からない内容だとしても、子どもにとっては非常に自尊心を傷つけられたり、自己肯定感が下がってしまったり、大きな要因になりうるものだと思います。苦しいということ言えば一番いいのですが、それが言えなくて、最初はお腹が痛いとか、頭が痛いとか学校に行けないというところかもしれないのですが、そこから非行とか問題行動に走ってしまう少年というのも少なからずいます。なので、警察としては非行問題に対しての指導というところを第1にしていかなければなりません。いじめに関するケアも根本的な原因としてしていくのですが、できれば関係機関や学校が地域の方々と連携取りながら、役割分担してやってはいけない指導と、いじめに関する心のケアというところで、連携取りながら今後やらせていただきたいなと思っております。SNSの使い方に関しても、少年センターの方でネット安全教室をやっておりますので、ご希望がありましたらご連絡いただければと思います。

委員：いじめの認知件数が年々増えている話があり、啓発により増えているという話があったかと思いますが、話をお聞きしていて、虐待の問題と似ていると感じました。認知件数が増えて、通告も増えてというところでは本当に一緒に、SOSを出せない子もいて、氷山の一角なのだろうなと思いながら日々対応をしています。SOSも何かの原因で阻害されて、言えなくなっているお子さんもいたり、どんどん言える子もいたり、本当にいろんなお子さんがいるかと思いますが、児童相談所の立場で虐待状況というところでも出して欲しいなと思いながらも、「もう言わなくなっちゃうね、この子ね。」というふうに感じるときもあり、でも、伝え続けることしかできないかなと思いながらも、そこはやらせてもらっているところであります。出せるようにするために信頼できる大人や周りの誰かを確保していけたらいいなと日々感じているところで、その時は、「どうせ大人なんて」と思っているお子さんたちもいると思いますが、関わり続けることで話してもいいのかなと少し扉が開いてくれたらいいなと思います。いじめの加害や被害の裏側には家庭環境の影響もあってそこには虐待状況があったりすることもあるので、お仕事をさせていただく中でご家庭の状況を聞かせていただくこともあります。子どもの安心安全づくりが居場所づくりだったり、ネットワークづくりだったりという視点は本当に一緒だと思っていて、当事者であるお子さんや保護者の方ともオープンに連携してやっていけるのが、とても大事なことになってくると思っております。引き続き連携をよろしく願います。

委員：印西警察署です。刑事課とか交通課とか警察署にある中で生活安全課があり、生活安全課の中でも係がいくつかあります。少年係というのは児童虐待の対応だとか、非行少年の捜査等をやっています。他にも相談係というのがあって、相談係はDVやストーカーの相談から、幅広く親族間のトラブルだとか、近隣トラブルとか、いろいろな相談を受けています。その中の1つで、子どもに関する同級生とのトラブルという相談が来ています。警察の方でそういった形で、いじめに関するところを認知することがありますが、警察の相談の特徴としては、本人からでなく、大体親御さんから相談が寄せられてきます。多くの場合は、先に学校に相談したが、その対応に納得がいけないとか、そういうケースが結構多いため、そういった話を学校

の方に後から確認したりしてみると、ちょっとした行き違いだったり説明が足りなかったりというところがあるのかなと感じています。警察ができることは本当に危険性があるものに対して事件化するかどうかというところがあります。それ以外は、学校をはじめとした関係機関との連携をして対応をすべてゆだねてしまう場合もあれば、一緒に対応していくという場合がありますので、そのところをご理解いただいて、協力してやっていきたいと思います。

委員：私が特に何か実践を教えるとか、いじめのケースに関わっているということもそうないですけども、生徒指導を専門としている身として、印西市以外にも教育委員会等でいじめに関わった会議等に参加させていただいております。また、重大事態に関わるケースについても、各学校さんの方に行って協議に参加させていただく経験をしております。一方で中1と高1の子どもがおりまして、この春にSNSというか、スマホを持たせました。使い方見ていると、親としてはいろいろと使い方を言うのです。いろいろな制限をかける。子どもたちにとって、とても魅力的で手放せないのは見ていてよくわかります。また、私は中学校の方に、親として望んだのは、最初に使い始めるときにSNSの使い方とか、きちんと全体に指導して欲しいです。私が自分の子どもに言っても、相手がある話なので、相手がそれに合わせてくれないというのかな。また、そうすると、「何でお前は」なんて、私が制限かけているせいなのですが、「これで切るんだ」みたいな話になって、簡単にトラブルになる可能性もあります。そこを親としては、全体指導してくれるといいなと思っていました。また、学校というところはよく考えてみるとストレスをかけるところですよ。これできるようになろう、あれできるようになろう、こういうことわかるようになる、いろいろな経験の中から、或いはいろいろな経験をこちらから仕組んで子どもたちを育てていく場所なので、ただそのストレスが過剰にかかる、そういったときに子どもたちがきつと辛くなるのでしょうか。ですから上手にかけることが重要だということになるのですけれども。その中で、いろいろないじめ、専門的なこと等もあわせて、私が最近思うことは、小学校の段階で、感情が言動に影響するということを学び始めてはどうかと思います。いろいろ嫌なこととか、自分の感情のときに、どんな感じのときにどんな言葉を使ってしまうのかみたいなことを、理解を始めてもいいと思い、それは逆に変に表現したり勢いに任せて表現したりすると、とんでもないトラブルになってしまうことも起こりかねない。こういうこと言っただけじゃなく、こういう時にはこういうふうに言うといいよと言うだけじゃなくて、そのときに経験しているその子の感情が言動にどう表れるかとか、そういうことを学び始めてもいいのかなということを思っています。いじめの背景を考えると、いろいろな嫌な出来事、自分で受けとめきれない出来事などを子どもたちがすでに抱えていて、素直に或いは相手を受け入れるようなやりとりがしにくい状況が生まれているのではないかとすることも想像してみたりします。そういった意味で、防止というかな、そんな文脈の中で自分のそういうネガティブな、内面が生じたときの対処の仕方を学ぶことは重要と思っています。千葉県は豊かな人間関係とかの事業ピアサポートで、小学校3、4年生で感情をテーマに扱っています。私は、拝見させていただきましたが、大切なことを学んでいると思いました。学生を教員に育てるというのは、私の仕事なので、生徒指導について必ずそのピアサポートのその回を取り上げて、感情はすごいパワフルで扱い方がとても難しいのだという学習と一緒に、また生徒の指導に、きちんとこういうところも理解してやるのだぞ、みたいなことをやっているのですけれども、何かうまく感情と向き合う、向き合い方を考えてみると、どこで学ぶのかなと思って、海外だとこの辺の学習テーマがしっかりしていて、早いうちから、感情は行動にどう影響するかと言ったようなことを人間関係にどう影響するかというのを学ぶ機会がある。これに取り組んでもいいのかなというふうに思っています。それから、子どもたちがどうしてもネガティブになってしまうというときを理解する上でも、小学校1年生から、ここは中学校までなのですが、高校3年まで、学期に1回くらい、どんなことに困っているのかとか不安なのかとか何が心配なのかと言ったようなニーズ調査をして

みると良いと思うのです。小学校1年生が困ること悩むこと、或いは中学校1年生が困ること悩むことは絶対違う。その子の成長に合わせて、広く言うと発達課題みたいなものを抱えている状況が見えてくるので、その優先順位の高い困りごとにどう向き合うのか対処するのか。そういった教育活動を考えてみてもいいのではないかと考えています。海外では、ガイダンスカリキュラム活動とって、こういったニーズ調査に基づいた生活や将来に向けての準備というか、そういう学習を計画的に進めているところが多くあります。日本でも少しずつソーシャルスキルトレーニングのような形で、或いは個性的グループエンカウンターのような形で、スポット的に取り上げていくということがあるのですけれども、もう少し子どもたちの発達上、抱えやすい、或いは、受けやすいストレスと困りごとみたいなことをしっかり調べて、優先順位の高い年齢段階に経験する乗り越えがたいイベントにどう対処するかですね、そういうことをみんなで学ぶ。対処の仕方は、1つだけではないですよ。その人のキャラクターとか持っているものとかがありますからいろんな対処の仕方があっていい。その1つの中にSOSをきちんと発するとか、そういったものも入れ込めるので、そんな視点からも防止について考えてみると良いというふうなことを考えています。

議長：それではここで議題3については、終わらせていただきます。以上で本日の議題はすべて終了いたしましたので、委員の皆様のご協力に感謝いたしまして、進行を事務局へお返しいたします。よろしくお願いいたします。

司会：議事進行の方どうもありがとうございました。連絡事項がございましたら事務局からお願いいたします。

事務局：連絡いたします。本日の協議会の公開用会議録の署名は、会長より、高橋委員と松尾委員に依頼がありました。事務局で会議録作成後、ご連絡差し上げますので、ご確認の上、ご署名をお願いしたいと思います。連絡は以上です。

司会：それでは以上をもちまして、令和6年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。委員の皆様本日は大変お忙しい中、本当にありがとうございました。

この会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和6年10月7日

委員 高橋 佐和子

令和6年10月4日

委員 松尾 一絵